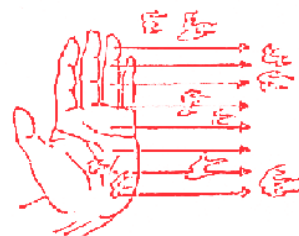




消費税ご負担のお願い



1. 梁気功事務所のこれまでの消費税対応

1989年の消費税の導入依頼、梁気功事務所の業務で発生する来院施術料、遠隔施術料、北千住学院・新中野土曜教室各受講料、特別講座受講料、秘伝呪符代金、書籍・DVDなど物品代金、電話通信料などは全て30年間、梁先生が消費税をご自分で負担支払対応されてきました。

2. 消費税を皆様にご負担頂きたくお願い申し上げます。

本年6月1日より、諸般の事情により、今後、梁気功事務所の業務で発生する施術料・受講料・各種物品代などの消費税については、皆様にご負担お支払い頂きたくご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

現在3,000円の施術料は消費税込3,240円となります。
なお、政府決定の消費税をお支払い頂くこととなります。

(現在8%、10月以降10%改訂予定)

3. 来院施術料の支払方法変更

消費税をお支払い頂くことで、小銭が発生しますのでこれまで直接梁先生にお渡しいただいていた施術料を施術前に受付でお支払い頂くようお願い致します。

なお、おつりの場合の小銭はご不便のないよう当方で準備いたします。

梁 蔭 全 気 功 事 務 所

〒164-0011 東京都中野区中央5-3-11 柴田屋酒店ビル6F

TEL&FAX : 03-3229-3136

HP : <http://www.ryankikou.com> mail : ryankikouj@gmail.com